

国民年金保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて将来受け取る年金額が低額となります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付



**追納すると税金が戻る場合があります！**  
また、年金額が増えます！

例：課税所得金額が約 300 万円の場合⇒所得税・住民税が最大約 8 万円軽減されます。

追納保険料額の年間合計が約 40 万円の場合（2 年分）

↓

追納保険料額は実質約 32 万円

※所得税率 10%、復興特別所得税を所得税額の 2.1%、住民税を 10%として計算  
注 1 追納保険料は社会保険料控除の対象となりますので、確定申告または年末調整の手続きが必要です。  
注 2 所得等により、軽減されない場合があります。

- 追納を行う場合は、申し込みが必要です。
- 土浦年金事務所（土浦市下高津 2-7-29）で申し込みを行っていただき、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、発行された納付書でお支払いしていただきます。（口座振替ならびにクレジット納付はできません）
- 追納に関する注意事項
- ①追納ができるのは追納が承認された月の前 10 年以内の免除等期間に限られています。（例えば、平成 31 年 4 月分の納付は令和 11 年 4 月末まで）
- ②承認などをされた期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。
- ③保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、お早めの追納をお勧めします。
- ※平成 29・30 年度は、追納加算額はありませぬ。

【令和元年度中に追納する場合の額】

年度	全額免除・納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成 21 年度の月分	15,280 円	11,450 円	7,640 円	3,810 円
平成 22 年度の月分	15,540 円	11,650 円	7,770 円	3,880 円
平成 23 年度の月分	15,320 円	11,490 円	7,660 円	3,830 円
平成 24 年度の月分	15,170 円	11,380 円	7,590 円	3,790 円
平成 25 年度の月分	15,150 円	11,360 円	7,570 円	3,790 円
平成 26 年度の月分	15,300 円	11,470 円	7,640 円	3,820 円
平成 27 年度の月分	15,620 円	11,710 円	7,810 円	3,910 円
平成 28 年度の月分	16,280 円	12,200 円	8,140 円	4,060 円
平成 29 年度の月分	16,490 円	12,370 円	8,240 円	4,120 円
平成 30 年度の月分	16,340 円	12,250 円	8,170 円	4,080 円

問い合わせ先 土浦年金事務所 国民年金課 ☎029-825-1170  
自動音声になっていますので【2】を押した後に【2】を押してください。  
役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211（内線175）

重要なお知らせの  
竜ヶ崎税務署から

確定申告に便利な ID・パスワードを取得しよう！  
国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成し、ID とパスワードを入力するだけで e-Tax で確定申告ができるようになります。

**ID・パスワードがあればこんなに便利！**

**メリット**  
ID・パスワードを使えば、マイナンバーカードや IC カードリーダーをお持ちでなくても、ご自宅などからパソコンやスマートフォンで簡単に e-Tax で申告することができ大変便利です。

**発行について**  
ID・パスワードはお近くの税務署において 5 分程度で発行を受けられますので、ぜひ取得してください。（発行の際、税務署で職員と対面による本人確認が必要です。）  
税務署は年明けから混み合いますので、12 月ごろまでの取得をお願いします。

- ※ 1. マイナンバーカードと IC カードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方は「マイナンバーカード方式」による e-Tax がご利用いただけます。
- ※ 2. ID・パスワード取得の際は、運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。
- ※ 3. ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

**【いつでもどこでもスマホで申告】**  
令和 2 年 1 月から、2 カ所以上の給与所得がある方、年末調整が済んでいない方、年金収入や副業などの雑所得がある方など、「スマホ専用画面」をご利用いただける方の範囲が広がります。スマホ専用画面は、スマホやタブレットでも画面が見やすく操作しやすくなっており、簡単で大変便利です。  
令和元年分の確定申告は、ぜひ、スマホで行ってください。



**【消費税の確定申告をされる方へ】**  
消費税の確定申告書を作成するには、令和元年 10 月 1 日以降の取引について、売上げや仕入れなどを税率（軽減税率 8%・標準税率 10%）ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行った帳簿が必要となります。  
また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。  
なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。」

問い合わせ先 竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303（自動音声案内）〒301-8601 竜ヶ崎市川原代町 1182-5  
役場税務課 町民税係 ☎68-2211（内線203・204・205）

**利根町子育て応援  
手当事業の新規申請は  
令和 2 年 3 月 31 日  
受付分まで！**

町では、第 1 子から支給対象とした新たな事業への見直しを図るため、利根町子育て応援手当事業は、令和元年度をもって、新規申請の受け付けを終了いたします。新規申請は、令和 2 年 3 月 31 日（火）までに役場子育て支援課で受け付けをした分までとなりますので、申請忘れのない様、お願いいたします。  
また、令和元年度までに受給者として認定を受けた方につきましては、これまでと同様に受給期間（15 年）が終了するまで継続いたします。今後も、毎年 10 月に行う現況届の審査後、支給決定された受給者に対し、手当を支給いたします。  
新事業につきましては、決定しだい、お知らせいたします。

問い合わせ先 役場子育て支援課 子育て支援係 ☎68-2211（内線142）